

3都薬会発第369号
令和3年12月4日

地区及び職域薬剤師会 会長 殿
実務実習エリア責任者・担当者 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造

2021年度 東京都薬剤師会 認定実務実習指導薬剤師 更新講習会の開催について

平素より本会事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、日本薬剤師会より、別紙（令和3年11月1日付け日薬業発第266号）のとおり、更新時期に当たる認定実務実習指導薬剤師の更新講習未受講の方への対応依頼がありました。

東京都薬剤師会では、現行のモデル・コアカリキュラムへの移行を見据え、学習成果基盤型教育（以下、OBE）に基づく実務実習を実施するため、「認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンスワークショップ」（以下、ADWS）、いわゆる OBE 修得のための ADWS を 2016 年 4 月より計 27 回実施し、計 1,223 名（内、都病薬 412 名）の認定実務実習指導薬剤師の方に受講いただきました。2016 年 4 月以降に開催した、OBE 修得のための ADWS を受講済の方で更新時期に当たる方は、ADWS の修了証（正本）をもって更新講習会の受講証（正本）に代えることができますので、速やかに更新申請を行ってください。

なお、ADWS 受講済で修了証の有効期間が期限切れである方や、更新講習未受講の方を対象に、集合型の更新講習会を下記日程で開催することと致します。

但し、本会では集合型の更新講習会の受講だけでは、OBE の修得は不十分と考えますので、今回、ADWS 未受講で更新講習会を受講された方には、改めて後日、OBE 修得のための ADWS を受講していただきます（ADWS の開催時期につきましては決定次第、お知らせします）。

安定した受入れ体制の維持を図るため、ご理解、ご協力を賜われますとともに、貴エリアにおいて更新時期に当たる認定実務実習指導薬剤師の更新講習未受講の方への周知をお願い申し上げます。

記

【名 称】2021年度 東京都薬剤師会 認定実務実習指導薬剤師 更新講習会

【日 時】2022年1月30日（日）午後を予定（受講時間は約2時間を予定）

【会 場】東京都薬剤師会館 3階会議室（千代田区神田錦町1-2-1）

【共 催】(一社)薬学教育協議会 病院・薬局実務実習 関東地区調整機構／
(公財)日本薬剤師研修センター

【受講対象者】認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。認定期限が令和5年（2023）1月29日までの方。

なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効となります。認定期限が不明な方は、(公財)日本薬剤師研修センターホームページ「認定実務実習指導薬剤師の認定者名簿」にてご確認ください。

【参加費】4,000円（ADWS 受講料含む）

*但し、ADWS 受講済の方は1,000円

【定 員】30名（会員優先・先着順）

【申込方法】下記電子メール宛てに必要項目を記入の上、お申込みください。

E-メール：2021kousin-kouza@toyaku.or.jp

《メール件名》2021 指導薬剤師更新講座

《メール記載必要項目》

- ① 参加者氏名・フリガナ
- ② 会員番号（都薬会員の場合）
- ③ 勤務先名・所在地
- ④ 返信用メールアドレス
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 認定実務実習指導薬剤師 認定期限
- ⑦ 認定実務実習指導薬剤師 番号
- ⑧ ADWS 当日の緊急連絡先
- ⑨ 年齢
- ⑩ 指導経験年数

* ⑥⑦が不明の場合は「認定実務実習指導薬剤師の認定者名簿」をご覧ください。

* ADWS 受講済の方は⑧⑨⑩の記載は必要ありません。

* 2016年4月以降に開催した、認定実務実習指導薬剤師のためのADWS、いわゆるOBE修得のためのADWSを受講済の方は、ADWSの修了証(正本)をもって更新講習会の受講証(正本)に代えることができますので、更新講習会を改めて受講いただく必要はございません。但し、ADWS修了証の有効期間^{注)}が更新申請時に期限切れを迎える方は、更新講習会を受講してください。

注) 平成31年1月1日以降に実施するADWSの修了証の有効期間は受講日から3年間とし、平成28年4月1日より平成30年12月31日までに実施したADWSの修了証の有効期間は平成31年1月1日から3年間とする。【(公財)日本薬剤師研修センター 認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領より抜粋】

参加確定者には、事務局 職能対策課より申込期限終了1週間後にお申込みメールアドレスへ参加確定および参加費振込先・開催日程のご案内をいたします。

【申込期限】 令和4年1月7日(金) 10:00まで
(定員になり次第、申込受付を終了)

【お問合せ先】 東京都薬剤師会 事務局 職能対策課
電話：03-3294-0096 (直)
E-mail : syokunou@toyaku.or.jp

以上

【別紙】

日薬業発第 266 号
令和 3 年 11 月 1 日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

認定実務実習指導薬剤師の更新講習について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、認定実務実習指導薬剤師（以下「指導薬剤師」）の更新に当たっては、講座④に関する DVD 講習（以下「更新講習」）の受講が必須（※注 1）とされております。更新講習につきましては、各都道府県薬剤師会等の主催で開催される集合研修に加え、本年 8 月 15 日までは、日本薬剤師研修センター（以下「センター」）が提供する e-ラーニングでの受講も認められておりました。同 e-ラーニングは、移行先として予定されていた薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の全面稼働が延期となった関係で（令和 3 年 9 月 29 日付け日薬業発第 231 号参照）、現在提供が中止された状態にあります。ご高尚のとおり、本年度は多数の指導薬剤師が更新を行う年度に当たり、更に来年度第 I 期の薬局実習は、令和 4 年 2 月 21 日から開始予定です。上記 e-ラーニングの中止等により、本 I 期に受入を予定する薬局の指導薬剤師で、更新時期に当たりながら更新講習を未受講の方が、現時点で一定数いるものと想定されます。

つきましては、会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会におかれましては上記諸状況ご勘案のうえ、直近の実務実習における受入薬局の指導薬剤師で、更新時期に当たりながら更新講習を未受講の方が会内におられる場合、所属地区の調整機構、大学等と連携をとり、新規の集合型の更新講習を開催する等の対応をご検討いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

上記につきましては、既にご対応いただいている都道府県薬剤師会もある旨伺っておりますが、実務実習の円滑な実施のため、改めてお願いする次第で、コロナ禍での集合研修は困難な面もあるかとは存じますが、ご高配の程よろしくお願いいたします。

備考：

※（注 1）一般社団法人薬学教育協議会が開催する、所定条件全てに合致したアドバンスワークショップ（以下「AWS」）の修了者は、更新講習を受講したものとみなされます。本 AWS については、修了証の有効期間等の諸条件がありますので、センターホームページ掲載の「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」（以下「実施要領」）を必ずご確認ください。

URL : https://www.jpec.or.jp/download/ninteiijitsumu_yoryo.pdf

※更新期限、更新条件はじめ更新制度全体の詳細についても、上記実施要領をご参照願います。